

訪問看護ステーション「あじさい」

訪問看護ステーションとは

お年寄りや難病・障害などをお持ちの方々が住み慣れている家で安心して療養して頂くために創設された制度です。訪問看護ステーションから専門の看護師が利用者のご家庭を定期的に訪問し、療養上のアドバイスや介助をおこないます。

専門的な看護サービス

かかりつけ医との密接な連携のもとに、医学的管理に基づいたサービスを提供し症状や日常生活の障害の改善または維持、あるいは安らかな看取りを支援します。

このような方々にご利用いただけます

在宅療養中でかかりつけ医師が訪問看護を必要と認め、寝たきりまたはこれに準ずる状態のかた

(介護保険のご利用の方、医療保険の方どちらの方も利用できます)

*精神及び小児の方は対象としておりません

その他身体障害者、認知症状態で介護が必要な方
チューブなどの医療器具をつけて退院された方
御自宅で最期を迎えたいと希望される方
伏見区内・宇治市にお住いの方





訪問日と訪問時間は



月曜日～金曜日 / 午前8時30分～午後5時00分

(土曜、日曜、年末年始はお休みさせていただきます)

訪問時間：30分～1時間30分

訪問回数：原則として医療保険で扱えるのは週3回まで。ただし、急性憎悪等主治医が週に4日以上以上の訪問看護が必要と認め「特別訪問看護指示書」を発行した場合、その日より14日以内は14回まで。末期の悪性腫瘍及び厚生大臣が定める疾病等の利用は制限がありません。

365日24時間体制で訪問看護を行っています。



訪問看護の内容



訪問看護師がご本人、ご家族と話し合い、かかりつけ医と連絡をとりながら、その方にあわせた看護計画を立てて、進めてまいります。

😊 日常生活の看護

- ☆ 保清（清拭・洗髪・足浴など）
- ☆ 排泄の介助・指導
- ☆ 食事の介助・指導
- ☆ 寝衣・寝具・衣生活への援助など
- ☆ 衛生上の相談や指導・入浴手助けなど

😊 健康状態の観察・相談

- ☆ 血圧・体温・呼吸・脈拍の測定
- ☆ 療養上の生活相談および病状観察
- ☆ お世話・介護されている方への介護方法の指導
- ☆ 床ずれの予防と手当て
- ☆ 医療器具装置者の方に主治医の指導に基づく援助
- ☆ 服薬指導・管理

😊 福祉制度の活用の相談

- ☆ 在宅医療を受けやすいように、環境整備などのご相談もお受けします



お申し込み方法



担当の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）かかりつけ医師にご相談頂くか、訪問看護ステーションあじさいまでご相談ください。



利用料金



*医療保険

利用者の自己負担額（1割・2割・3割）
（土日祝日は、自己負担3000円がかかります）


*介護保険

費用の1割・2割・3割負担
（支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担）

*24時間対応体制加算（緊急時訪問看護加算）

*特別管理加算

訪問看護ステーションあじさい

 075-623-4211

* 個人情報保護方針に関しましては
ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
尚、ご不明な点がございましたら担当者までご連絡ください。

訪問看護ステーション あじさい

重要事項説明書 兼 同意書

1. 訪問看護ステーション あじさいの概要

事業所名 訪問看護ステーション あじさい

所在地 〒612-8141
京都市伏見区向島二ノ丸町 151-81
TEL 075-623-4211
FAX 075-748-6335

指定番号 2660990330

サービス提供実施地域 京都市伏見区・宇治市全域

職員体制	常勤	非常勤	
看護師	4名以上	0名	
准看護師	0名	0名	
事務職員	0名	1名	合計 6名

当事業所に於きましては担当制をとっておりませんが、利用者様の状態やご希望につきましては、サービス提供スタッフ内で十分に情報交換を行い適切なサービスをご提供いたします。

2. 営業日と営業時間

営業日： 通常 月曜日から金曜日

営業時間： 8:30～17:00

休業日： 土・日曜日 及び 年末年始12月31日～1月3日

※ 上記の営業日・営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

3. 訪問看護事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者の皆様が要介護状態等になった場合、或いは在宅療養中の場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、心身機能の回復及び維持、又は安らかな看取りを支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者の療養状態及び要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることの予防を療養上の目標と設定し計画的に行います。

- ② 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③ サービスの提供に当たっては、当該医療機関等の主治医の意見、利用者の希望、心身の状況を踏まえながら、療養上の目標を達成するため、具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画に基づき、適切に行います。
- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い利用者やその家族の皆様に対し、サービスの提供方法について理解しやすいよう説明させていただきます。

4.利用料金等

(1) ①介護保険法適応 利用者負担

利用料は介護保険法に定める基準によるものとなります。(別表参照)

- ・ 料金の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた、サービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接、介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヵ月につき利用料の全額をお支払い頂きます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、住居地の市町村の介護保険担当窓口へ提出されますと、利用者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。

②医療保険 利用者負担

利用料は各利用者の自己負担割合に準じます。(別表参照)

③医療保険適応外自費負担

休日の訪問看護サービス 休日料金(土・日・祝日・年末年始) 3000円/日

- ④利用者負担金については、翌月初めの訪問日に請求させていただきますので、担当職員にお支払い下さい。

(2) 交通費

交通費について、実施地域範囲は無料とする。実施地域を超えて行う交通費については、事業所の実施地域を超える地点から居宅までの交通費として実費を徴収する。範囲外は有料とする。

交通費(通常の事業実施地域を超えた地点より)

区分(片道の距離)	交通費	区分(片道の距離)	交通費
2km未満	100円	4km以上5km未満	250円
2km以上3km未満	150円	5km以上6km未満	300円
3km以上4km未満	200円	6km以上7km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算			

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下表のキャンセル料を徴収する。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむおえない事情がある場合は不要です。

利用日の2日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担分の50%
利用日当日に連絡があった場合	利用料自己負担分の100%

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話などの費用は利用者のご負担となります。

5. 相談・要望・苦情の窓口及び担当者

サービスに関する相談・要望・苦情等は、下記サービス相談窓口までお申し出下さい。

(1) 相談・苦情 窓口： 訪問看護ステーション あじさい

相談・苦情担当者： 西 万里子

TEL 075-623-4211

FAX 075-748-6335

受付時間： 月曜日～金曜日 8:30～17:00

*尚、不在の場合は対応職員にお伝え下さい。担当者より折返し連絡致します。

(2) 京都市の相談・苦情窓口伏見区役所 健康長寿推進課

(健康長寿推進課) TEL 075-611-2279

(深草支所) TEL 075-642-3603

(醍醐支所) TEL 075-571-6471

宇治市役所 健康福祉部介護保険課 TEL 0774-22-3141

京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理 TEL 075-354-9090

6. 事故発生時の対応

訪問看護サービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに主治医、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、事業所内事故発生時対応マニュアルに則り、必要な措置を講じます。さらに、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対応策を講ずるものとします。

7. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

(1) 訪問看護師等は、年金の管理、金銭貸借等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。独居等の理由により金銭管理が必要となる場合は市町村社会福祉協議会等相談窓口を紹介いたします。

(2) 訪問看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは固くお断りいたします。

8. ハラスメント

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- (1) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為
- (2) 利用者様からの暴言・暴力行為

上記は、ご利用者様及びその家族が対象となります。

事案が発生した場合 マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

9. 虐待防止

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従事者は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ります。

10. 情報の開示

本会は社会福祉法人であり、「医療法第51条の2第2項の規定により、事業報告書等を本会が提供する医療サービスを利用する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な利用がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」とされております。

(附 則)

この重要事項説明書兼同意書は、平成27年11月1日から施行
平成28年7月1日から改定
平成30年6月6日から改定
令和1年5月16日から改定
令和3年3月16日から改定
令和5年4月1日から改定
令和6年3月25日から改定

説明者氏名 印

説明 同意 交付

利用者 氏名 印

代理人（続柄） 氏名 印

訪問看護ステーションあじさいにおける個人情報の保護について

当訪問看護ステーションでの個人情報の保護について

訪問看護を安全、確実に提供するために、個人情報保護法に基づく「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に従い、当ステーションご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて、以下の点を御理解くださいますようお願いいたします。

個人情報の利用目的について

当ステーションでは、利用者様の個人情報を安全で確実な看護の提供の目的に利用する以外に、別記（下記をご参照下さい）の目的で利用させていただくことがあります。これ以外の目的でご利用させていただく場合は、予めご本人のご了解を得る事とします。

1. 訪問看護ステーション内での利用目的

- ・ 提供する訪問看護サービスの実施
- ・ 医療保険事務、介護保険事務
- ・ 訪問看護の調整や管理
- ・ 会計、経理
- ・ 医療事故などへの報告
- ・ 当該利用者様への訪問看護サービスの向上
- ・ 訪問看護の質の向上を目的とした勉強会
- ・ その他、訪問看護ステーションの管理運営業務

2. 訪問看護ステーション外への情報提供

- ・ 他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所などとの連携による情報提供
- ・ 他の医療機関、介護サービス事業者からの照会に対する回答
- ・ 利用者様の訪問看護などのため、主治医などの意見・助言を求める場合
- ・ ご家族などに対する病状などの説明
- ・ 訪問看護事業総合保障制度に関わる専門の団体、保険会社への相談または届出
- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提供
- ・ 審査支払い機関または、保険者からの照会に対する回答
- ・ その他、利用者様に対する医療・介護保険事務の利用

3. その他の利用目的

- ・ 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- ・ 外部監査機関に対する情報提供
- ・ 内部で行われる学生実習や症例検討

- ・医学・医療の進歩のための匿名化した上での利用（事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、原則として御本人の同意を得ます）
- ・個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上などの公共団体からの協力依頼の場合は例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして同意されない、あるいは同意しがたい場合、ご異議のある場合については、当ステーションまでお申し出ください。お申し出がない場合については、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出はいつでも撤回・変更することが可能です。また、この個人情報を保護する義務は、契約が終了した後も継続されるものであります。

個人情報の開示、訂正、利用停止について

当ステーションでは、利用者様の個人情報の開示、訂正、利用停止につきましては、「個人情報保護に関する法令」の規定に準じて取り扱って参ります。

個人情報取り扱いの具体策

- ・情報データの保管期間は、責任を持って保管致します。
（介護保険・医療保険は5年間）
- ・職員への保護対策の教育を徹底します
- ・職員による情報の個人持ち出しや、漏洩はいたしません。
- ・訪問中の情報紛失がないように情報の管理に努めます。
- ・情報データは、鍵のかかる場所で保管します
- ・保管期間の終了したものは、当法人にて処分致します
- ・利用目的以外で情報提供が必要な場合は、その都度同意を頂きます

なお、ご不明な点につきましては、当ステーションに御遠慮なくお申し出ください。

令和6年7月17日
社会福祉法人 浩照会
訪問看護ステーション あじさい
管理者